

《鳴門市農業委員会 2月総会 議事録》

開催日時 令和6年2月28日(水) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 栗田 和美 3番 稲木 伸顕 4番 井上 富夫  
5番 大西 善郎 6番 小川 佳 7番 海山 貞佳  
8番 川添 誠司 9番 小林 幸男 10番 里見 廣治  
12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇 14番 中井 弘  
15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴 18番 林 博子  
19番 藤江 厚子 20番 向 栄治

欠席委員 2番 石園 順市 11番 杉本 英昭 17番 濱堀 秀規

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件  
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
所有権移転： 1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 9件  
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件  
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 3件  
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 1件  
⑤ 非農地証明願について 1件  
⑥ 地目照会について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年2月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。  
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。  
進行につきましては大西会長よりよろしくお願いいたします。

大西会長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。  
議事録署名人は、20番 向委員さん、1番 栗田委員さんをお願いいたします。  
それでは、これより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
『議案第1号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 6件>  
・申請番号1～6について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。  
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員 9番。譲受人は大麻町で水稻とブロッコリーを栽培しています。  
申請地は水稻を栽培しており、取得後も同様に水稻を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周囲の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

林副会長 18番。譲渡人と譲受人は祖母と孫関係にあります。譲渡人は里浦町で甘藷を栽培する農家でしたが、現在は農業経営から離れていました。孫にあたる譲受人が農地を引継ぎ、新規就農することとなったため、今回の申請となりました。  
申請地は近所の方によって管理されていて、甘藷が作付けされています。本申請が許可となった後は、譲受人が祖母や近所の方の指導を受けながら同様に甘藷を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
よろしくお願いいたします。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号3番について、地元委員さんからのご意見を願いたいします。

高田委員                   12番。譲受人は里浦町で甘藷を栽培しています。  
申請地は甘藷を栽培しており、取得後も同様に甘藷を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく願います。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号4番について、地元委員さんからのご意見を願いたいします。

                                  5番です。譲受人は北灘町で自家消費用に水稲と柑橘類を栽培しています。  
譲渡人は県外に住んでおり、申請地を耕作できていませんでしたが、申請地を管理してくれていた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請に至りました。  
現在は休耕地となっていますが、取得後は水稲と柑橘類をそれぞれ栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく願います。

                                  ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号4番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号5番について、地元委員さんからのご意見を願いたいします。

栗田委員                   1番。貸人と借人は親子関係にあります。令和4年5月に貸人の農地について使用貸借設定の許可を得ましたが、今回の申請は、申請もれがあった農地について使用貸借を結ぶものです。  
申請地は全て甘藷を栽培しており、使用貸借設定後も同様に甘藷を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号5番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号6番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

西川美鈴委員           16番。申請地は、阿波神社から南西200mほどに位置する農地です。  
譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。申請地の地目は田となっておりますが、固い真砂土で覆われており、長い間耕作されていませんでした。この度、申請地の隣地に住む譲受人との売買の話がまとまり、耕作可能な土を搬入し、今回の申請に至りました。  
譲受人は耕作経験がありませんが、面談を実施し、適切に農地を利用するとの意思も確認しており、また、農業支援センターの指導も受けています。  
許可後は自家消費用に季節野菜を育てる予定です。子どもが退職した後は出荷も目指すとのことです。  
周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号6番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号6番については原案どおり許可といたします。  
以上で、議案第1号については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長               <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

大西会長                   次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。  
申請番号1番について、地元委員からのご意見をお願いいたします。

井上委員                   4番。申請地は、板東ゆたか保育園から北に位置する農地です。  
譲渡人は、申請地を耕作できていませんでした。土地の管理について検討していたところ、太陽光発電施設用地を探していた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請となりました。  
事業計画では、整地後に転圧を行い、フェンスを新設することで、被害防除を図ります。  
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、板東ゆたか保育園から北へ約600mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広りの無い第2種農地に該当します。

事業計画では、ソーラーパネルを200枚設置、110kWの発電出力が見込まれております。

本事業は譲受人が太陽光発電設備設置後、経済産業省の認定を受けている別会社に権利を譲渡し、その会社が発電事業を行い、四国電力株式会社に売電を行う計画で、四国電力株式会社との系統連系契約は、令和5年12月に成立しております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長

それではおはかりいたします。  
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号1番については原案どおり承認といたします。  
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長

<3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
申請番号1番について、地元委員からのご意見ををお願いいたします。

事務局係長

地元委員さんから、本日事務局の方に欠席の連絡があり、あらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局の方で代読して読み上げます。

今回の申請に係る農地は複数地区にまたがりますが、代表して説明します。

申請者は大津町で甘藷を生産する農家です。贈与税の納税猶予を受けていましたが、贈与者が亡くなり、農地を相続により取得することとなったため、今回の申請となりました。

申請地はすべて、将来、申請者の相続が発生した際に相続人となると推定される子どもに使用貸借設定されています。また、すべてに甘藷が作付けされています。

今後も引き続き、子が経営する農業に従事する意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
次に、『議案第4号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。  
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <4. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について>  
所有権移転 1件  
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 本申請については、●●委員にかかわる案件でございますので、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、●●委員には退席をお願いします。本審議の開始から終了までお願いします。

【●●委員 一時退席】

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。  
『議案第4号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは『議案第4号』については原案どおり承認といたします。  
本案件の審議が終了いたしましたので、●●委員の入室をお願いいたします。

【●●委員 着席】

大西会長 次に、『議案第5号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 16件>  
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 9件  
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件  
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件  
(農業経営基盤強化促進法)  
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件  
(残存小作地の合意解約)  
⑤ 非農地証明願について 1件  
⑥ 地目照会について 1件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。  
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。  
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
その他、何かございませんか。事務局、ございませんか。

大西会長

それでは、これもちまして令和6年2月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時30分  
令和6年2月28日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 向 栄治

議事録署名者 栗田 和美